

常陸太田市 原子力災害 広域避難計画

平成30年 1月

常陸太田市

目 次

第1章 総則	1
1. 計画策定の背景と経過	1
2. 計画の目的	1
第2章 広域避難の基本的事項	1
1. 避難対象地域	1
2. 避難先及び避難経路	1
3. 避難手段	3
4. 避難等を適切かつ円滑に進めるための取組	3
《図1》避難先市町村の位置	4
《図2》避難経路	5
《図3》地区別の避難先市町村	6
《表1》町別避難先市町村等一覧	7
《表2》避難先市町村一覧	25
第3章 住民等の避難	26
1. 防護措置	26
2. 一般住民の避難の方法	26
3. 要配慮者の避難の方法	28
4. 学校、幼稚園、保育園の児童、園児等の避難の方法	30
5. 一時滞在者(観光客等)及び外国人の避難の方法	31
6. 安定ヨウ素剤の配布・服用	31
7. 避難状況の確認	31
第4章 住民の避難等に関する広報	32
1. 市と国、県等の連携	32
2. 情報の伝達手段	32
3. 広報のタイミング	33
4. 広報において留意すべき事項	33
第5章 避難所の開設と運営等	35
1. 開設と運営	35
2. 避難物資の確保	35
3. 避難が長期化した場合の対応	35
4. 避難所における要配慮者の支援	36
5. 行政窓口の設置	36
第6章 複合災害への当面の対応	36
1. 避難先が被災した場合の対応	36

2. 被災した道路情報等の提供	36
第7章 今後の課題	37

第1章 総則

1 計画策定の背景と経過

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、東京電力(株)福島第一原子力発電所においては重大な事故が発生し、広範囲にわたり環境中に放射性物質が放出された。これにより従来の被害想定よりも広範囲の多くの住民が長期間、遠方への避難を余儀なくされた。

また、当市においても、放射性物質の飛散により農林畜産業や観光事業等に被害が発生し、住民生活に大きな影響が出た。

そこで、国はこの原子力災害を教訓に、「原子力災害対策指針(平成 24 年 10 月 31 日 原子力規制委員会)」を制定するとともに、「防災基本計画(原子力災害対策編)」を改定し、実用発電用原子炉施設から 30Km 圏内の自治体は広域避難計画を策定することとした。

これらの国の動向を受け、当市では平成 25 年 7 月に「常陸太田市地域防災計画(原子力災害対策編)(以下「市地域防災計画」という。))」を改定し、当市において広域避難計画を策定する旨を定め、茨城県が平成 27 年 3 月に策定した「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」を踏まえ、ここに「常陸太田市原子力災害広域避難計画」を策定するに至ったものである。

2 計画の目的

本計画は、日本原子力発電(株)東海第二発電所(以下「原子力発電所」という。)において、重大事故等により原子力災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合に備え、市地域防災計画に基づき、市域を越える広域的な避難体制を構築し、住民への放射線の影響を最小限に抑えるために実施する放射線防護措置を確実なものとするを目的とするものである。

なお、本計画は、国の防災基本計画及び原子力災害対策指針並びに茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編)、市地域防災計画と密接に関係するものであり、これらに見直しがなされた場合は、適宜必要な見直しを行うものとする。

第2章 広域避難の基本的事項

1. 避難対象地域

本計画において避難の対象となる区域は、常陸太田市全域とする。これは、原子力災害対策指針により「緊急防護措置を準備する区域」とされた原子力発電所から半径 30Km の範囲並びにその 30Km の範囲外となる市内の地域である。原子力発電所から半径 30Km の範囲外となる里川町、徳田町、小妻町、小中町についても、半径 30Km の範囲内の住民と同様の避難対応をすることとしたものである。

2. 避難先及び避難経路

(1) 基本的な考え方

常陸太田市の住民の避難先及び避難経路に関する基本的な考え方は、次のとおりとする。

- ① 避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は原子力発電所から概ね半径 30 km の範囲外とし、コミュニティを維持するために、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。
- ② 一つの地区の避難先が複数の市町村となる場合、その避難先は、一体的なまとまりを確保するよう努めるものとする。
- ③ 避難経路は、避難する住民や車両等が錯綜しないように配慮して設定するよう努めるものとする。



(2) 避難先

① 避難先市町村

常陸太田市の住民の避難先は、次の表の茨城県及び福島県の市町村とする。

茨城県	大子町
福島県	白河市, 鏡石町, 天栄村, 下郷町, 会津坂下町, 湯川村, 会津美里町, 西郷村, 泉崎村, 中島村, 矢吹町, 棚倉町, 矢祭町, 塙町, 鮫川村, 石川町, 玉川村, 平田村, 浅川町, 古殿町

※ 「《図 1》避難先市町村の位置」参照

② 地区別の避難先配置の考え方

最初に避難を開始することが予想される原子力発電所からの距離が近い地区の住民の避難先は、一団の避難先地域の先方に避難先を配置し、後から避難を開始することが予想される原子力発電所から遠方の地区の住民の避難先は、一団の避難先の手前に避難先を配置ものとする。これにより、先に避難を開始した住民は、手前にある避難先地域に滞留することなく迅速にここを通過し、後から避難を開始する住民の避難地域に交通渋滞を起こさないようにする。

(3) 避難経路

避難経路は、国・県道等幹線道路を基本とし、「《図 2》避難経路」のとおりとする。

(4) 町別避難先等

町別の避難先・避難経路等は、「《図 3》地区別の避難先市町村」及び「《表 1》町別避難先市町村等一覧」のとおりとする。

※ 「《表 2》避難先市町村別一覧」参照

3. 避難手段

避難手段は、自家用車による避難を基本とし、要配慮者や自家用車を持たないあるいは使用しない住民等の避難手段については、公的機関が手配したバス、福祉車両、自衛隊車両等を充てるほか、鉄道等あらゆる手段を検討することとする。

4. 避難等を適切かつ円滑に進めるための取組

市は、避難の対象地域の住民はもとより、避難の受入先となる地域の住民に対して、平素から次の項目の普及・啓発に努め、住民の避難等が適切かつ円滑に進むよう努めるものとする。

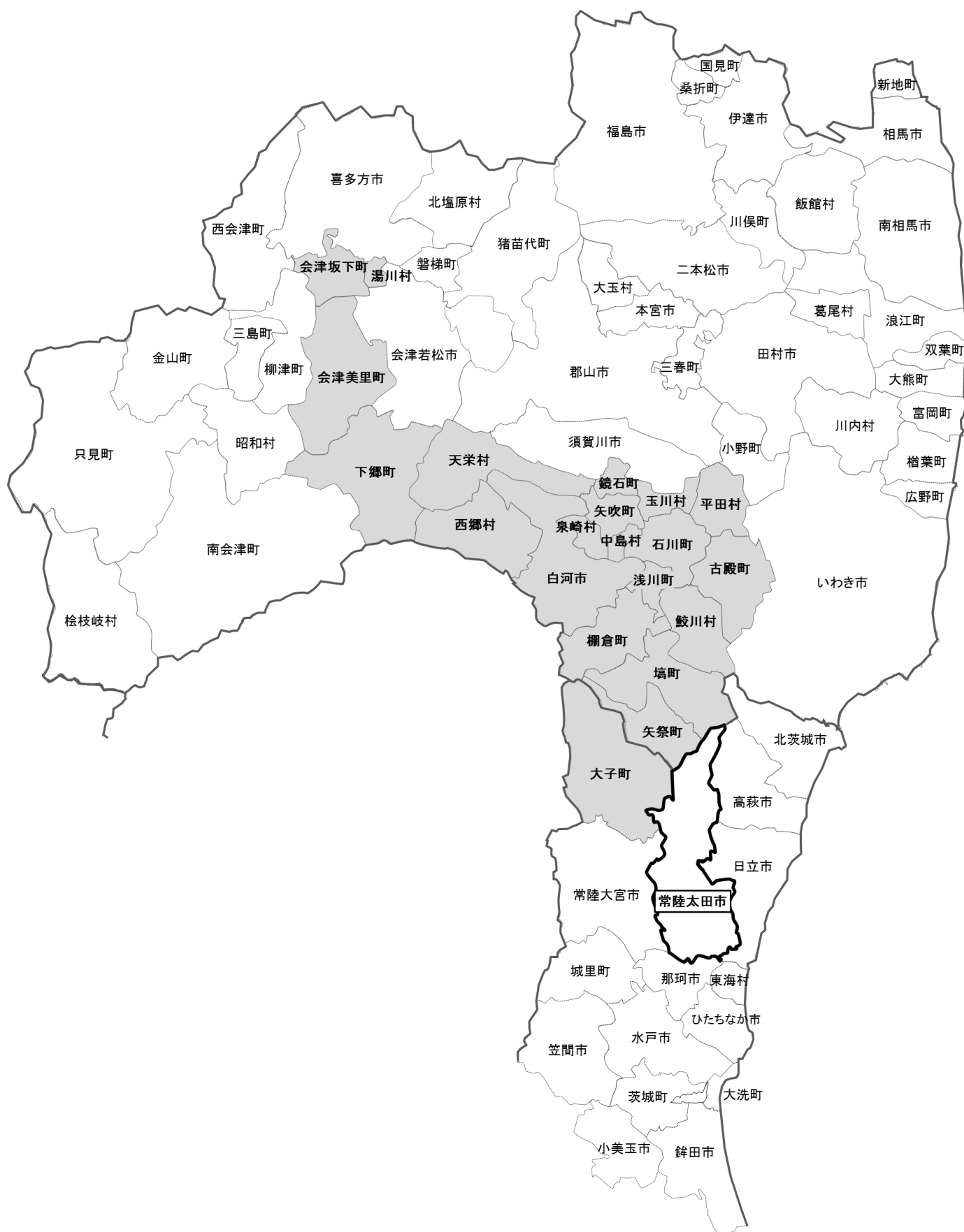
(1) 避難対象地域の住民に対する項目

- ① 地区ごとの避難先、一時集合所、避難経路、避難退域時検査場所
- ② 避難手段、避難や屋内退避を行う時期や方法
- ③ 安定ヨウ素剤の正しい服用方法
- ④ 避難所での生活方法、携行すべき物品
- ⑤ 原子力災害時の情報入手の方法、問い合わせ窓口
- ⑥ 放射線に関する正しい知識等

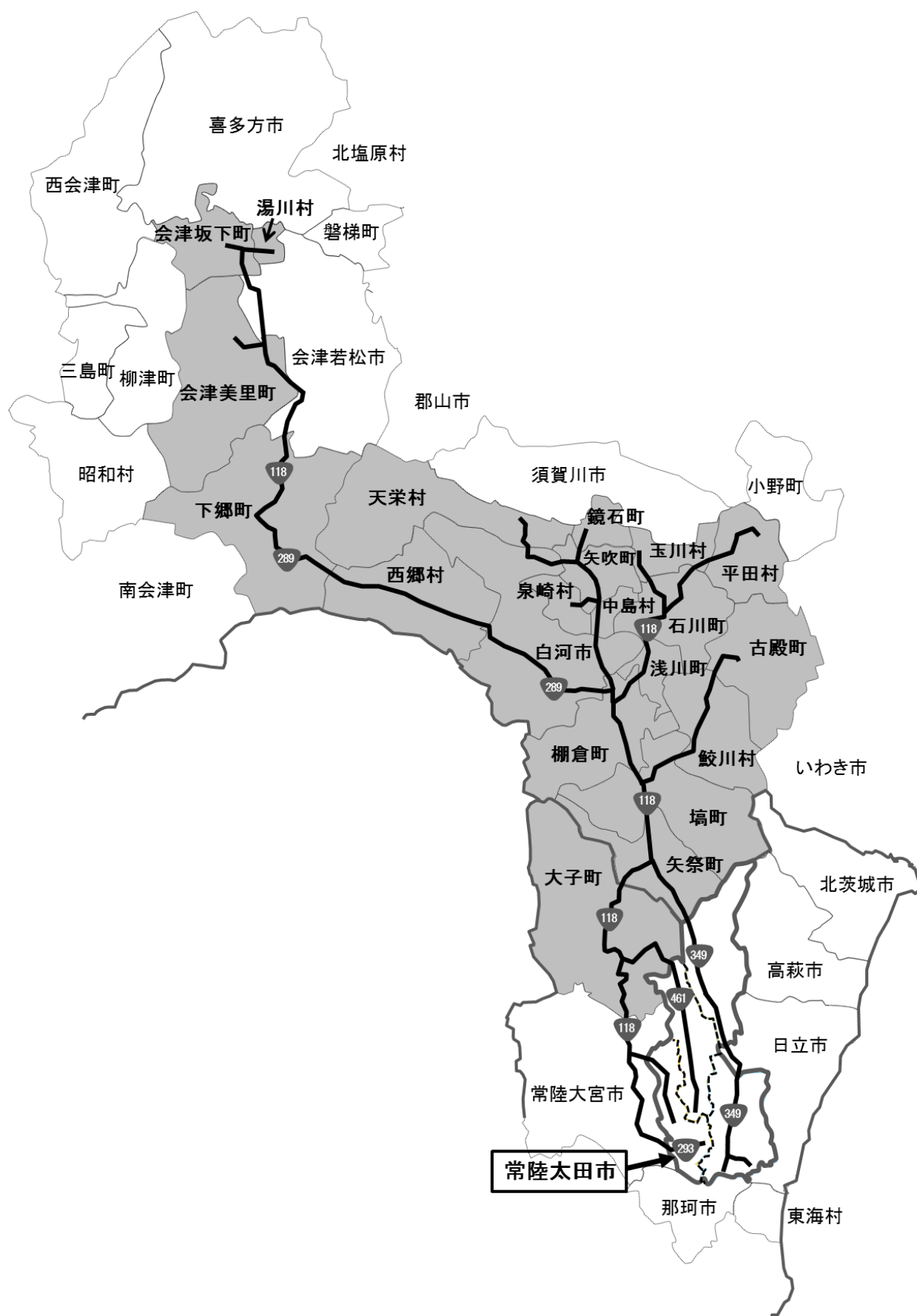
(2) 避難受入先の住民に対する項目

- ① 受入れの対象となる避難元地域、避難所の場所、避難経路、避難退域時検査場所
- ② 放射線に関する正しい知識等

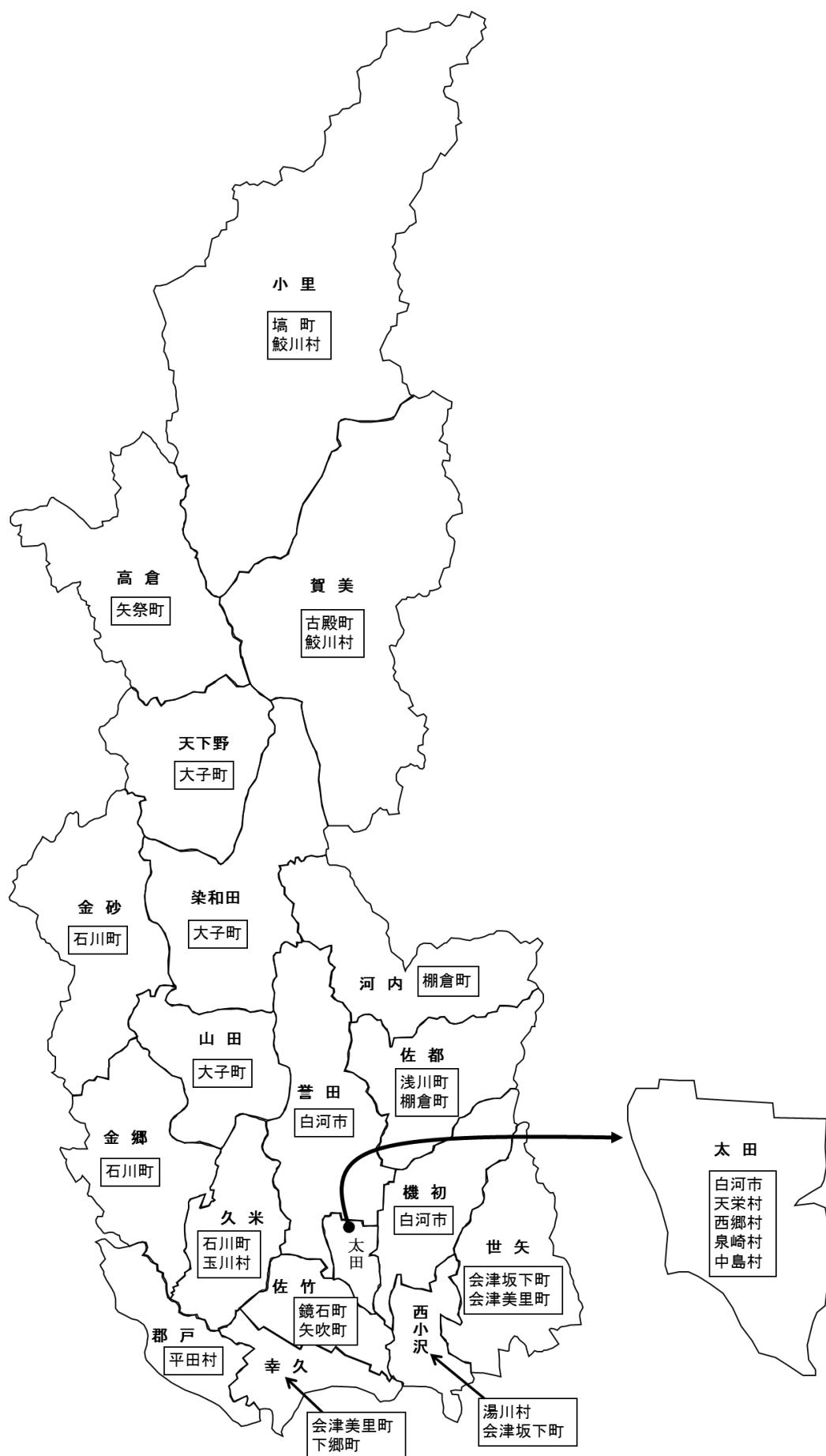
《図 1》避難先市町村の位置



《図 2》避難経路



《図 3》 地区別の避難先市町村



《表 1》 町別避難先市町村等一覧

地区名		町名	番号
常陸太田	太田	宮本町	1
		内堀町	2
		中城町	2
		栄町	3
		東一町	4
		塙町	3
		金井町	1
		東二町	4
		東三町	4
		木崎一町	4
		木崎二町	5
		山下町	4
		西三町	4
		西二町	4
		西一町	4
		寿町	2
	機初	幡町	6
		三才町	6
		西宮町	6
		田渡町	6
		長谷町	6
		高貫町	6
	西小沢	岡田町	7
		小沢町	7
		内田町	8
		落合町	8
		堅磐町	8
		上土木内町	8
		沢目町	8
	幸久	上河合町	9
		下河合町	9
		藤田町	1 0
		栗原町	1 0
		島町	1 0
	佐竹	磯部町	1 1
		谷河原町	1 1
		天神林町	1 2
		稲木町	1 2

地区名		町名	番号
常陸太田	誉田	馬場町	1 3
		新宿町	1 3
		増井町	1 3
		下大門町	1 3
		上大門町	1 3
		瑞龍町	1 3
	佐都	里野宮町	1 4
		白羽町	1 4
		茅根町	1 5
		常福地町	1 5
		春友町	1 5
	世矢	小目町	1 6
		亀作町	1 7
		真弓町	1 7
		大森町	1 7
	河内	町屋町	1 8
		西河内下町	1 8
		西河内中町	1 8
		西河内上町	1 8

地区名		町名	番号
金砂郷	久米	久米町	1 9
		薬谷町	1 9
		大里町	2 0
		大平町	2 0
		玉造町	1 9
		芦間町	1 9
	郡戸	花房町	2 1
		新地町	2 1
		松栄町	2 1
		中野町	2 1
		小島町	2 1
	金郷	高柿町	2 2
		大方町	2 2
		竹合町	2 2
		箕町	2 2
		下利員町	2 2
		中利員町	2 2
		千寿町	2 2
		岩手町	2 2
		宮の郷町	2 2
	金砂	上利員町	2 3
		下宮河内町	2 3
		赤土町	2 3
		上宮河内町	2 3
水府	山田	松平町	2 4
		和田町	2 4
		東連地町	2 4
		棚谷町	2 4
		国安町	2 4
	染和田	和久町	2 5
		町田町	2 5
		西染町	2 5
		中染町	2 5
		東染町	2 5
		河内西町	2 5
	天下野	天下野町	2 6
	高倉	下高倉町	2 7
		上高倉町	2 7

地区名		町名	番号
里美	小里	里川町	2 8
		徳田町	2 8
		小妻町	2 8
		小中町	2 9
		大中町	2 8
	賀美	折橋町	3 0
		小菅町	3 1
		大菅町	3 0
		上深荻町	3 0

地区名	太田
-----	----

番号	1	町名	宮本町・金井町	
避難先	泉崎村			
一時集合所	宮本町	山吹運動公園	常陸太田市新宿町 1	0294-72-6510
	金井町	生涯学習センター	常陸太田市中城町 3280	0294-72-8888
避難経路	国道 349 号→国道 118 号→国道 289 号→県道 44 号（棚倉矢吹線）→県道 137 号（泉崎石川線）			
避難中継所 兼避難所	泉崎村農業者トレーニングセンター		泉崎村大字泉崎字白石山 3-1	0248-53-3775
避難所	泉崎村立泉崎第一小学校		泉崎村大字泉崎字高屋原 7-1	0248-53-2713
	泉崎村立泉崎第二小学校		泉崎村大字北平山字新田東山 48-2	0248-53-2233
	泉崎村立泉崎中学校		泉崎村大字泉崎字上陣場 14	0248-53-2412
	泉崎村農村環境改善センター		泉崎村大字北平山字高柳 88-1	0248-53-2258

番号	2	町名	内堀町・中城町・寿町		
避難先	西郷村				
一時集合所	内堀町	生涯学習センター	常陸太田市中城町 3280	0294-72-8888	
	中城町				
	寿町	山吹運動公園	常陸太田市新宿町 1	0294-72-6510	
避難経路	国道 349 号→国道 118 号→国道 289 号				
避難中継所 兼避難所	西郷村民体育館		西郷村大字小田倉字蛇口 1-4		0248-25-1102
避難所	西郷村立熊倉小学校		西郷村大字熊倉字折口原 33-1		0248-25-2438
	西郷村立小田倉小学校		西郷村大字小田倉字原中 189		0248-25-2353
	西郷村立米小学校		西郷村大字米字向山 59-1		0248-25-2127
	西郷村立西郷第一中学校		西郷村大字熊倉字火打山 5		0248-25-2135
	西郷村立西郷第二中学校		西郷村大字小田倉字上野原 459-1		0248-25-2050

番号	3	町名	栄町・埜町
避難先	天栄村		
一時集合所	生涯学習センター	常陸太田市中城町 3280	0294-72-8888
避難経路	国道 349 号→国道 118 号→国道 289 号→県道 44 号（棚倉矢吹線）→県道 58 号（矢吹天栄線）→国道 294 号→県道 289 号（下松本鏡石停車場線）		
避難中継所 兼避難所	天栄村体育館	天栄村大字下松本字四十壇 26	0248-82-2111
		※電話番号は隣接の天栄村役場の電話番号	
避難所	天栄村高齢者コミュニティセンター	天栄村大字湯本字関場 1	0248-84-2541
	天栄村山村開発センター	天栄村大字下松本字原畑 61	0248-82-2504
	天栄村湯本体育館	天栄村大字湯本字関場 8	0248-84-2541
	天栄村立広戸小学校	天栄村大字飯豊字新山 28	0248-83-2020
	天栄村立大里小学校	天栄村大字大里字畑田 25	0248-82-2135
	天栄村立牧本小学校	天栄村大字牧之内字文舎 35	0248-82-3125

番号	4	町名	東一町・東二町・東三町・木崎一町・山下町・西三町・西二町・西一町	
避難先	白河市			
一時集合所	東一町	生涯学習センター	常陸太田市中城町 3280	0294-72-8888
	東二町			
	東三町			
	木崎一町	山吹運動公園	常陸太田市新宿町 1	0294-72-6510
	山下町			
	西三町			
	西二町			
	西一町			
避難経路	国道 349 号→国道 118 号→国道 289 号→県道 44 号（棚倉矢吹線）			
避難中継所 兼避難所	東風の台運動公園体育館		白河市東釜子字狐内 59	0248-34-3644
避難所	五箇市民センター		白河市田島明戸 11-1	0248-29-2051
	白河市立五箇小学校		白河市田島 165-2	0248-29-2351
	白河市立五箇中学校		白河市田島結城館 43-2	0248-29-2150
	白河市立白河第四小学校		白河市久田野豆柄山 3	0248-23-3245
	大沼市民体育館		白河市久田野城内 32	0248-24-6850
	サンフレッシュ白河		白河市久田野城内 31	0248-24-5166
	小田川市民センター		白河市泉田大久保 88	0248-31-1021
	白河市立小田川小学校		白河市泉田池ノ上 239	0248-23-3246
	白河市立東北中学校		白河市泉田南之内 1	0248-23-3249
	白河市立釜子小学校		白河市東釜子字西ノ内 1	0248-34-3109
	白河市立小野田小学校		白河市東下野出島字髪内 195	0248-34-2169
	白河市立東中学校		白河市東釜子字狐内 25	0248-34-3169
	東多目的研修センター		白河市東下野出島字滑志 14	0248-34-3146
	東公民館		白河市東釜子字殿田表 35	0248-34-3159

番号	5	町名	木崎二町
避難先	中島村		
一時集合所	山吹運動公園	常陸太田市新宿町 1	0294-72-6510
避難経路	国道 349 号→国道 118 号→国道 289 号→県道 44 号（棚倉矢吹線）		
避難中継所 兼避難所	生涯学習センター輝ら里	中島村大字滑津字二ツ山 28-10	0248-52-2503
避難所	中島村立滑津小学校	中島村大字滑津字羽黒前 2	0248-52-3191
	中島村立中島中学校	中島村大字滑津字中島西 14	0248-52-3192
	中島村立吉子川小学校	中島村大字二子塚字家来 48	0248-52-3193
	中島村体育センター	中島村大字滑津字二ツ山 75-4	—
	総合福祉センター	中島村大字滑津字二ツ山 65-3	0248-52-3400

地区名	機初
-----	----

番号	6	町名	幡町・三才町・西宮町・田渡町・長谷町・高貫町
避難先	白河市		
一時集合所	機初小学校	常陸太田市幡町 929	0294-74-3482
避難経路	国道 349 号→国道 118 号→国道 289 号→県道 232 号（南湖公園線）→県道 11 号（白石石川線）		
避難中継所 兼避難所	白河市中央体育館	白河市北中川原 30	0248-22-8971
避難所	白河市立白河第一小学校	白河市菖蒲沢 41-1	0248-23-3240
	白河市立白河第二小学校	白河市日影 2-8	0248-23-3242
	白河市立白河第三小学校	白河市寺小路 64-2	0248-23-3243
	白河市立白河中央中学校	白河市明戸 72-5	0248-23-3247
	福島県立白河旭高等学校	白河市旭町一丁目 3	0248-22-2535
	第一市民体育館	白河市追廻 70-1	0248-22-0966
	第三市民体育館	白河市明戸 102-1	0248-22-0924
	中央公民館	白河市天神町 2	0248-23-3810
	武道館	白河市向新蔵 125-2	0248-22-1864
	白河市産業プラザ	白河市中田 140	0248-22-3512
	中央保健センター	白河市北中川原 313	0248-27-2112
	中央福祉センター	白河市北中川原 313	0248-24-4222
	白河市立信夫第一小学校	白河市大信中新城字愛宕山 108-1	0248-46-2151
	白河市立信夫第二小学校	白河市大信増見字中沢 10	0248-46-2501
	白河市立大屋小学校	白河市大信下小屋字西宿 85	0248-46-2152
	白河市立大信中学校	白河市大信町屋字渋川山 70	0248-46-2744

地区名	西小沢
-----	-----

番号	7	町名	岡田町・小沢町
避難先	湯川村		
一時集合所	西小沢小学校	常陸太田市内田町 1096	0294-74-3015
避難経路	国道 293 号→国道 349 号→国道 118 号→国道 289 号→国道 121 号→国道 118 号→ 県道 23 号（会津高田上三寄線）→県道 72 号（会津坂下会津本郷線）→国道 49 号 →県道 33 号（会津坂下河東線）→県道 326 号（浜崎高野会津若松線）		
避難中継所 兼避難所	湯川公民館	湯川村大字清水田字長瀬 17	0241-27-4107
避難所	湯川村立湯川中学校	湯川村大字笈川字殿田 37	0241-27-5161
	湯川村立笈川小学校	湯川村大字笈川字館 24	0241-27-3266
	湯川村体育館	湯川村大字清水田字川入 3	—

番号	8	町名	内田町・落合町・堅磐町・上土木内町・沢目町
避難先	会津坂下町		
一時集合所	西小沢小学校	常陸太田市内田町 1096	0294-74-3015
避難経路	県道 157 号（下土木内常陸太田線）→国道 349 号→国道 118 号→国道 289 号→国道 121 号→国道 118 号→県道 23 号（会津高田上三寄線）→県道 72 号（会津坂下会津 本郷線）→国道 49 号		
避難中継所 兼避難所	会津坂下町立坂下東小学校	会津坂下町字上口 705	0242-84-3450
避難所	会津坂下町立坂下南小学校	会津坂下町字石田甲 650	0242-83-2046
	会津坂下町坂下中学校	会津坂下町字惣六 83	0242-83-2356
	金上コミュニティセンター附属体育館	会津坂下町大字福原字福川原 913	0242-84-1504
	子育てふれあい交流センター	会津坂下町大字福原字福川原 913	0242-84-1784

地区名	幸久
-----	----

番号	9	町名	上河合町・下河合町
避難先	会津美里町		
一時集合所	幸久小学校	常陸太田市上河合町 2	0294-73-0120
避難経路	上河合町	県道 166 号（和田上河合線）→国道 349 号→国道 118 号→国道 289 号→国道 121 号→国道 118 号→県道 23 号（会津高田上三寄線）→県道 72 号（会津坂下会津本郷線）	
	下河合町	国道 349 号→国道 118 号→国道 289 号→国道 121 号→国道 118 号→県道 23 号（会津高田上三寄線）→県道 72 号（会津坂下会津本郷線）	
避難中継所 兼避難所	本郷老人福祉センター	会津美里町字山道上 69-1	0242-56-2976
避難所	旧本郷第一小学校	会津美里町字本郷 2765	—
	会津美里町立本郷中学校	会津美里町字川原町 1933	0242-56-3005
	本郷公民館	会津美里町字山道上 67-1	0242-56-3223
	本郷体育館	会津美里町字山道上 67-1	0242-56-3223

番号	10	町名	藤田町・栗原町・島町
避難先	下郷町		
一時集合所	幸久小学校	常陸太田市上河町 2	0294-73-0120
避難経路	藤田町	県道 61 号（日立笠間線）→国道 349 号→国道 118 号→国道 289 号→県道 347 号（高俣田島線）	
	栗原町	県道 166 号（和田上河合線）→国道 349 号→国道 118 号→国道 289 号→県道 347 号（高俣田島線）	
	島町		
避難中継所 兼避難所	コミュニティセンター	下郷町大字沢田字下林 1911	0241-67-2905
避難所	下郷町立下郷中学校	下郷町大字中妻字大百刈 5	0241-67-2126

地区名	佐竹
-----	----

番号	11	町名	磯部町・谷河原町
避難先	鏡石町		
一時集合所	佐竹小学校	常陸太田市谷河原町 298	0294-72-1306
避難経路	国道 349 号→国道 118 号→国道 289 号→県道 44 号（棚倉矢吹線）→国道 4 号→県道 288 号（成田鏡田線）		
避難中継所 兼避難所	鳥見山体育館	鏡石町緑町 217	0248-62-7636
避難所	鏡石町立鏡石中学校	鏡石町旭町 158	0248-62-2015
	福島県立岩瀬農業高等学校	鏡石町桜町 207	0248-62-3145

番号	12	町名	天神林町・稲木町
避難先	矢吹町		
一時集合所	佐竹小学校	常陸太田市谷河原町 298	0294-72-1306
避難経路	県道 61 号（日立笠間線）→国道 349 号→国道 118 号→国道 289 号→県道 44 号（棚倉矢吹線）		
避難中継所 兼避難所	矢吹町立矢吹中学校	矢吹町文京町 118	0248-42-2201
避難所	矢吹町立矢吹小学校	矢吹町中町 100	0248-42-3115
	矢吹町立善郷小学校	矢吹町小松 384-2	0248-42-3626
	矢吹町立中畑小学校	矢吹町中畑 329	0248-43-2120
	矢吹町立三神小学校	矢吹町神田西 130-2	0248-45-2155
	福島県立光南高等学校	矢吹町田町 532	0248-42-2205
	中畑公民館	矢吹町中畑 127-1	0248-43-2185
	三神公民館	矢吹町神田西 130-3	0248-45-2161
	福島県農業総合センター農業短期大学校	矢吹町一本木 446-1	0248-42-4111

地区名	誉田
-----	----

番号	13	町名	馬場町・新宿町・増井町・下大門町・上大門町・瑞龍町
避難先	白河市		
一時集合所	誉田小学校	常陸太田市増井町 1303	0294-72-0352
避難経路	馬場町	国道 349 号→国道 118 号→国道 289 号→県道 280 号（中野番沢線）	
	下大門町		
	上大門町		
	瑞龍町		
	新宿町	県道 29 号（常陸太田那須烏山線）→国道 349 号→国道 118 号→国道 289 号→県道 280 号（中野番沢線）	
	増井町		
避難中継所 兼避難所	表郷体育館	白河市表郷番沢字和田 46-9	0248-32-4613
避難所	白河市立みさか小学校	白河市みさか 2-120	0248-28-2900
	白河市立白河第二中学校	白河市和尚壇 2-1	0248-23-3248
	福島県立白河高等学校	白河市南登り町 54	0248-24-1116
	福島県立白河実業高等学校	白河市瀬戸原 6-1	0248-24-1176
	第二市民体育館	白河市立石山 3	0248-22-2915
	白河市立白河第五小学校	白河市白坂陣場 317	0248-28-2004
	白河市立白河南中学校	白河市白坂芳野 68	0248-28-2155
	白河市立関辺小学校	白河市関辺松並 26	0248-23-3244
	関辺市民体育館	白河市関辺松並 32-1	0248-23-5706
	白河市立表郷中学校	白河市表郷番沢字柳沼 60	0248-32-3321
	白河市立表郷小学校	白河市表郷金山字瀬戸原 108	0248-32-2220
	表郷多目的研修センター	白河市表郷番沢字和田 49-1	0248-32-4783
	表郷老人福祉センター	白河市表郷番沢字和田 46-1	0248-32-2114
	表郷公民館	白河市表郷番沢字桜下 23	0248-32-2526

地区名	佐都
-----	----

番号	14	町名	里野宮町・白羽町
避難先	浅川町		
一時集合所	佐都公民館	常陸太田市常福地町 141-2	0294-78-2210
避難経路	国道 349 号→国道 118 号		
避難中継所 兼避難所	浅川町立浅川中学校	浅川町大字浅川字大明塚 120	0247-36-2023
避難所	浅川町武道館	浅川町大字浅川字背戸谷地 144-4	0247-36-2134
	浅川町立里白石小学校	浅川町大字里白石字寺の前 118	0247-36-2377
	浅川町立浅川小学校	浅川町大字浅川字荒町 108	0247-36-2029

番号	15	町名	茅根町・常福地町・春友町
避難先	棚倉町		
一時集合所	佐都公民館	常陸太田市常福地町 141-2	0294-78-2210
避難経路	国道 349 号→国道 118 号→県道 176 号（近津停車場線）→県道 25 号（棚倉鮫川線）		
避難中継所 兼避難所	棚倉町総合体育館	棚倉町関口字一本松 24-1	0247-33-3160
避難所	棚倉町立棚倉小学校	棚倉町棚倉字北町 118-1	0247-33-3144

地区名	世矢
-----	----

番号	16	町名	小目町
避難先	会津坂下町		
一時集合所	世矢小学校	常陸太田市真弓町 1855	0294-74-3201
避難経路	国道 293 号→国道 349 号→国道 118 号→国道 289 号→国道 121 号→国道 118 号→県道 23 号（会津高田上三寄線）→県道 72 号（会津坂下会津本郷線）		
避難中継所 兼避難所	福島県立会津農林高等学校	会津坂下町字曲田 1391	0242-83-4115
避難所	福島県立坂下高等学校	会津坂下町大字白狐字古川甲 1090	0242-83-2911

番号	17	町名	亀作町・真弓町・大森町
避難先	会津美里町		
一時集合所	世矢小学校	常陸太田市真弓町 1855	0294-74-3201
避難経路	亀作町	県道 61 号（日立笠間線）→国道 293 号→国道 349 号→国道 118 号→国道 289 号→国道 121 号→国道 118 号→県道 23 号（会津高田上三寄線）→県道 130 号（会津高田会津本郷線）	
	真弓町	県道 156 号（亀作石名坂線）→県道 61 号（日立笠間線）→国道 293 号→国道 349 号→国道 118 号→国道 289 号→国道 121 号→国道 118 号→県道 23 号（会津高田上三寄線）→県道 130 号（会津高田会津本郷線）	
	大森町		
避難中継所 兼避難所	高田体育館	会津美里町字東川原 3244-1	0242-54-2276
避難所	会津美里町立高田小学校	会津美里町字法懂寺南 3505	0242-54-2242
	会津美里町立高田中学校	会津美里町字布才地 570	0242-54-2352
	高田公民館	会津美里町字高田甲 2905-1	0242-54-2368
	福島県立大沼高等学校（第 1 体育館）	会津美里町字法懂寺北甲 3473	0242-54-2151
	福島県立大沼高等学校（第 2 体育館）	会津美里町字法懂寺北甲 3473	0242-54-2151
	会津美里町立宮川小学校	会津美里町富川字上中川 161-1	0242-54-2222
	旧藤川小学校	会津美里町富川字富岡 167	—
	藤川地区公民館（産業研修センター）	会津美里町富川字富岡 192	0242-54-2248
	旧尾岐小学校	会津美里町吉田字村中甲 150	—
	尾岐地区公民館	会津美里町吉田字村中甲 150	0242-53-2321
	本郷第二体育館	会津美里町福重岡字桜ノ下 32	0242-56-3042
	会津美里町立新鶴小学校	会津美里町鶴野辺字北三百苺 775	0242-78-2005
	会津美里町立新鶴中学校	会津美里町鶴野辺字北三百苺 830	0242-78-2006
	新鶴公民館	会津美里町鶴野辺字広町 730	0242-78-3044
	新鶴体育館	会津美里町佐賀瀬川字峯山 5003	0242-78-2763
	新鶴高齢者福祉センター	会津美里町鶴野辺字広町 751-1	0242-78-3105

地区名	河内
-----	----

番号	18	町名	町屋町・西河内下町・西河内中町・西河内上町
避難先	棚倉町		
一時集合所	河内公民館	常陸太田市町屋町 1289	0294-78-1007
避難経路	国道 349 号→国道 118 号		
避難中継所 兼避難所	棚倉町立棚倉中学校	棚倉町棚倉字城跡 88-5	0247-33-3176
避難所	棚倉町立棚倉中学校柔剣道場	棚倉町棚倉字城跡 88-5	0247-33-3176
	福島県立修明高等学校	棚倉町棚倉字東中居 63	0247-33-3214

地区名	久米
-----	----

番号	19	町名	久米町・薬谷町・玉造町・芦間町
避難先	石川町		
一時集合所	久米小学校	常陸太田市大里町 4401	0294-76-1700
避難経路	国道 293 号→国道 118 号→県道 14 号（いわき石川線）		
避難中継所 兼避難所	石川町立石川中学校体育館	石川町大字双里字川向 165	0247-26-2315
避難所	石川町立石川中学校武道館	石川町大字双里字川向 165	0247-26-2315
	町武道館	石川町大字双里字川向 91-1	0247-26-1461
	中谷自治センター（体育館）	石川町大字双里字神主 34-1	0247-26-1457
	中谷自治センター（旧農村婦人の家）	石川町大字双里字神主 34-1	0247-26-1457
	旧中谷第一小学校	石川町大字形見字形見 217	—
	旧中谷第二小学校	石川町大字中田字八又 396-1	—

番号	20	町名	大里町・大平町
避難先	玉川村		
一時集合所	久米小学校	常陸太田市大里町 4401	0294-76-1700
避難経路	国道 293 号→国道 118 号→県道 42 号（矢吹小野線）		
避難中継所 兼避難所	たまかわ文化体育館	玉川村大字小高字大谷地 71	0247-57-4632
避難所	玉川村立玉川第一小学校	玉川村大字小高字中村前 50	0247-57-2019
	玉川村立須釜小学校	玉川村大字南須釜字堂ノ内 200	0247-57-2103
	玉川村立泉中学校	玉川村大字中字前作田 71	0247-57-2029
	玉川村立須釜中学校	玉川村大字南須釜字奥平 290	0247-57-2104

地区名	郡戸
-----	----

番号	21	町名	花房町・新地町・松栄町・中野町・小島町
避難先	平田村		
一時集合所	郡戸小学校	常陸太田市中野町 2	0294-76-2091
避難経路	花房町	国道 293 号→国道 118 号→県道 14 号（いわき石川線）→県道 40 号（飯野三春石川線）→県道 42 号（矢吹小野線）→国道 49 号	
	新地町	県道 62 号（常陸那珂港山方線）→国道 293 号→国道 118 号→県道 14 号（いわき石川線）→県道 40 号（飯野三春石川線）→県道 42 号（矢吹小野線）→国道 49 号	
	松栄町		
	中野町		
	小島町		
避難中継所 兼避難所	平田村勤労者体育センター	平田村大字永田字切田 158-4	0247-55-2131
避難所	平田村地域福祉センター	平田村大字永田字戸花 150	0247-55-3500
	平田村中央公民館	平田村大字永田字切田 158-5	0247-55-2131
	平田村林業研修会館	平田村大字北方字後川 58	0247-54-2057
	旧蓬田中学校	平田村大字上蓬田字切山 1	—
	旧小平中学校	平田村大字北方字後川 88	—
	平田村立小平小学校	平田村大字北方字蛇石 59	0247-54-2001
	福島県立小野高等学校平田校	平田村大字上蓬田字切山 27	0247-55-2675

地区名	金郷
-----	----

番号	22	町名	高柿町・大方町・竹合町・箕町・下利員町・中利員町・千寿町・岩手町・宮の郷町
避難先	石川町		
一時集合所	交流センターふじ	常陸太田市高柿町 272	0294-76-2221
避難経路	高柿町	県道 62 号（常陸那珂港山方線）→県道 29 号（常陸太田那須烏山線）→国道 118 号	
	大方町		
	竹合町		
	箕町		
	下利員町		
	中利員町		
	千寿町		
	岩手町		
	宮の郷町	国道 293 号→国道 118 号	
避難中継所 兼避難所	総合体育館	石川町字渡里沢 296-8	0247-26-8038
避難所	町公民館	石川町字高田 200-2	0247-26-2566
	福島県立石川高等学校	石川町字高田 200-1	0247-26-1656
	旧石川小学校	石川町字関根 165	—
	共同福祉施設	石川町字関根 1-1	0247-26-3211
	勤労青少年ホーム	石川町字当町 418-1	0247-26-0475
	母畑自治センター	石川町大字母畑字小田口 43	0247-26-1593
	旧母畑小学校	石川町大字母畑字樋田 60	—
	野木沢自治センター	石川町大字中野字水無 59	0247-26-4939
	石川町立野木沢小学校	石川町大字曲木字燈籠場 5	0247-26-1624

地区名	金砂
-----	----

番号	23	町名	上利員町・下宮河内町・赤土町・上宮河内町
避難先	石川町		
一時集合所	金砂ふるさと体験交流施設	常陸太田市下宮河内町 820	0294-76-9899
避難経路	県道 29 号（常陸太田那須烏山線）→国道 118 号→県道 11 号（白河石川線）		
避難中継所 兼避難所	石川町立沢田小学校	石川町大字沢井字上ノ原 75	0247-26-2257
避難所	福島県立石川養護学校	石川町字猫啼 360-3	0247-26-5544
	老人福祉センター	石川町字松木下 88	0247-26-3793
	山橋自治センター	石川町大字南山形字中野沢 55	0247-26-1065
	沢田自治センター	石川町大字沢井字大池下 77-1	0247-26-0696
	旧沢田中学校	石川町大字沢井字上ノ原 32	—

地区名	山田
-----	----

番号	24	町名	松平町・和田町・東連地町・棚谷町・国安町
避難先	大子町		
一時集合所	山田公民館	常陸太田市松平町 1136	0294-85-1400
避難経路	県道 33 号（常陸太田大子線）→国道 461 号→国道 118 号		
避難中継所 兼避難所	大子町立大子中学校	大子町池田 1648	0295-72-0158
避難所	大子町立だいが小学校	大子町大子 460	0295-72-0044
	黒沢コミュニティセンター	大子町町付 910-1	0295-77-0135
	大子町立黒沢小学校	大子町町付 1543	0295-77-0549
	大子町立生瀬小学校	大子町高柴 1974	0295-76-0004
	大子町立生瀬中学校	大子町内大野 2963-1	0295-76-0006

地区名	染和田
-----	-----

番号	25	町名	和久町・町田町・西染町・中染町・東染町・河内西町
避難先	大子町		
一時集合所	水府総合センター	常陸太田市町田町 163-1	0294-85-0142
避難経路	和久町	県道 33 号（常陸太田大子線）→国道 461 号→国道 118 号→国道 461 号→県道 160 号（梨野沢大子線）	
	町田町		
	西染町		
	中染町		
	東染町	県道 36 号（日立山方線）→県道 33 号（常陸太田大子線）→国道 461 号→国道 118 号→国道 461 号→県道 160 号（梨野沢大子線）	
	河内西町		
避難中継所 兼避難所	茨城県立大子清流高等学校	大子町大子 224	0295-72-0079
避難所	大子町立依上小学校	大子町下金沢 217-1	0295-72-8549
	大子町立さはら小学校	大子町左貫 1990-3	0295-78-0009
	大子町立大子西中学校	大子町芦野倉 733	0295-72-9035

地区名	天下野
-----	-----

番号	26	町名	天下野町
避難先	大子町		
一時集合所	天下野公民館	常陸太田市天下野町 4848	0294-87-0016
避難経路	県道 33 号（常陸太田大子線）→国道 461 号		
避難中継所 兼避難所	大子町立袋田小学校	大子町袋田 1457-1	0295-72-3218
避難所	大子町立南中学校	大子町頃藤 3708	0295-74-0024
	大子町立上小川小学校	大子町頃藤 5017-2	0295-74-0029

地区名	高倉
-----	----

番号	27	町名	下高倉町・上高倉町
避難先	矢祭町		
一時集合所	高倉地域交流センター	常陸太田市下高倉町 1	0294-87-0360
避難経路	下高倉町	県道 33 号（常陸太田太子線）→国道 461 号→国道 118 号	
	上高倉町	国道 461 号→国道 118 号	
避難中継所 兼避難所	矢祭町体育センター	矢祭町大字金沢字蔵平 4-7	0247-46-2077
避難所	矢祭町立矢祭中学校	矢祭町大字東館字大寄 40	0247-46-2034

地区名	小里
-----	----

番号	28	町名	里川町・徳田町・小妻町・大中町	
避難先	埴町			
一時集合所	里川町	徳田コミュニティセンター	常陸太田市徳田町 431	—
	徳田町			
	小妻町			
	大中町	里美小学校	常陸太田市大中町 60-1	0294-70-7833
避難経路	里川町	県道 22 号（北茨城太子線）→国道 349 号→国道 118 号→県道 230 号（矢祭山八槻線）		
	徳田町	国道 349 号→国道 118 号→県道 230 号（矢祭山八槻線）		
	小妻町			
	大中町			
避難中継所 兼避難所	埴町立埴小学校		埴町大字台宿字下川原 5	0247-43-0066
避難所	埴町公民館		埴町大字埴字桜木町 80	0247-43-0320
	埴町営体育館		埴町大字埴字桜木町 80	0247-43-2644
	埴町立埴中学校		埴町大字竹之内字草田 3	0247-43-0287
	福島県立埴工業高等学校		埴町大字台宿字北原 121	0247-43-2131

番号	29	町名	小中町
避難先	鯨川村		
一時集合所	里美小学校	常陸太田市大中町 60-1	0294-70-7833
避難経路	国道 349 号→国道 118 号→県道 27 号（塙大津港線）→県道 242 号（赤坂東野塙線）→国道 289 号→県道 242 号（赤坂東野塙線）		
避難中継所 兼避難所	鯨川村立鯨川中学校	鯨川村大字赤坂中野字巡ヶ作 130-4	0247-49-3101
避難所	鯨川村公民館	鯨川村大字赤坂中野字巡ヶ作 128	0247-49-3151
	福島県立修明高等学校鯨川校	鯨川村大字赤坂中野字宿ノ入 83	0247-49-2029

地区名	賀美
-----	----

番号	30	町名	折橋町・大菅町・上深荻町
避難先	古殿町		
一時集合所	小菅コミュニティセンター	常陸太田市小菅町 2705	—
避難経路	国道 349 号→国道 118 号→県道 27 号（塙大津港線）→県道 242 号（赤坂東野塙線）→国道 289 号→県道 242 号（赤坂東野塙線）→国道 349 号		
避難中継所 兼避難所	古殿町公民館	古殿町松川字横川 235	0247-53-2305
避難所	女性・若者等活動促進施設	古殿町田口字寺前 208	—
	勤労者体育センター	古殿町松川字横川 236	—
	古殿町立古殿中学校	古殿町松川字横川 462	0247-53-3135

番号	31	町名	小菅町
避難先	鯨川村		
一時集合所	小菅コミュニティセンター	常陸太田市小菅町 2705	—
避難経路	国道 349 号→国道 118 号→県道 27 号（塙大津港線）→県道 242 号（赤坂東野塙線）→国道 289 号→県道 242 号（赤坂東野塙線）→国道 349 号		
避難中継所 兼避難所	鯨川村農業者トレーニングセンター	鯨川村大字赤坂中野字宿ノ入 64	0247-49-3295
避難所	鯨川村立鯨川小学校	鯨川村大字赤坂中野字道少田 86	0247-49-2005

《表 2》避難先市町村別一覧

避難先		常陸太田市	
市町村名		地 区	
1	白 河 市	常陸太田	太 田
			機 初
			誉 田
2	鏡 石 町	常陸太田	佐 竹
3	天 栄 村	常陸太田	太 田
4	下 郷 町	常陸太田	幸 久
5	会津坂下町	常陸太田	西小沢
			世 矢
6	湯 川 村	常陸太田	西小沢
7	会津美里町	常陸太田	世 矢
			幸 久
8	西 郷 村	常陸太田	太 田
9	泉 崎 村	常陸太田	太 田
10	中 島 村	常陸太田	太 田

避難先		常陸太田市	
市町村名		地 区	
11	矢 吹 町	常陸太田	佐 竹
12	棚 倉 町	常陸太田	佐 都
			河 内
13	矢 祭 町	水 府	高 倉
14	塙 町	里 美	小 里
15	鮫 川 村	里 美	賀 美
			小 里
16	石 川 町	金砂郷	久 米
			金 郷
			金 砂
17	玉 川 村	金砂郷	久 米
18	平 田 村	金砂郷	郡 戸
19	浅 川 町	常陸太田	佐 都
20	古 殿 町	里 美	賀 美
21	大 子 町	水 府	山 田
			染和田
			天下野

第3章 住民等の避難

1. 防護措置

(1) 事故等の発生から放射性物質放出までの防護措置

- ① 「屋内退避」は、自宅等の建物に退避し、呼吸等による放射性物質の体内への取り込みを抑制するとともに放射線を遮へいすることにより、被ばくの低減を図る有効な防護措置である。要配慮者については、初期の段階において屋内退避の準備を開始し、事態の進展段階に応じて屋内退避を開始するとともに、避難手段を確保する等避難準備を開始するものとする。
- ② 一般の住民等については、初期の段階において、屋内退避の準備を開始し、事態の進展に応じて屋内退避を開始する。

(2) 放射性物質放出後の防護措置

住民は緊急時モニタリングによる空間放射線量率の測定結果に基づき、避難の必要性に応じ地区ごとに発令される避難指示等に基づき、1日以内又は1週間以内の避難を開始する。

2. 一般住民の避難の方法

(1) 避難の方法

① 屋内退避の指示が発せられた段階

屋内退避の指示が発せられた段階では、帰宅し屋内退避をすることを原則とする。

また、自宅のある地域が既に避難の対象となる等、学校、職場等からの帰宅が困難な場合には、滞在している場所に屋内退避をするものとする。

② 避難の指示が発せられた場合

避難の指示が発せられた場合には、自家用車等による避難を開始するものとし、県が示す避難退域時検査場所へ向かい、放射性物質が付着しているかどうかを検査し、避難に問題がないことが確認された後、指定した避難中継所へ向かうものとする。

また、渋滞の抑制や避難先での駐車場の確保の観点から、可能な限り複数人で乗り合いながら避難をする。

③ 避難退域時検査場所の経由

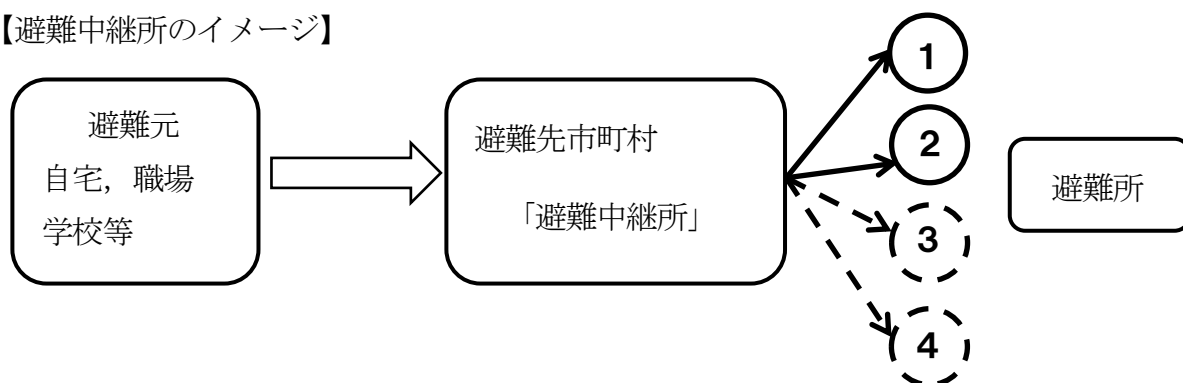
「避難退域時検査」は、住民等が広域避難を実施する際に身体及び物品等に付着した放射性物質の汚染状況を確認するために、県が、原子力事業者等と連携協力し、住民等の検査及び簡易除染を行うものである。

避難者は、避難経路に面する原子力発電所から30Km周辺を基本にあらかじめ選定された避難退域時検査場所を経由するものとする。

④ 避難中継所の経由

避難時の混乱を避け、円滑・迅速に避難所に避難するため、避難者は初めに避難中継所に立ち寄り、そこで避難すべき避難所の指定の割り振りを受けてから、指定の避難所に向かうものとする。避難中継所は、避難先市町村において、かりやすく目立つ場所に設置するものとする。これにより、避難受入れ市町村は、当市からの避難者数や避難時期を勘案しながら、必要に応じ順次、避難所を開設していくものとする。

【避難中継所のイメージ】



⑤ 自家用車を持たないあるいは使用しない住民

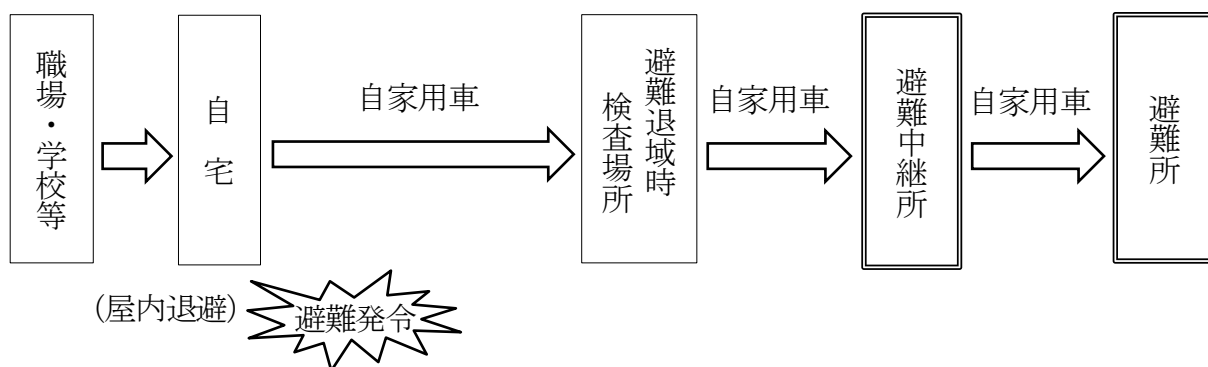
自家用車を持たないあるいは使用しない住民は、地区ごとに設けた一時集合所へ移動したのち、県等が確保したバス等により避難するものとする。

⑥ 市が指定する避難先以外に避難する場合

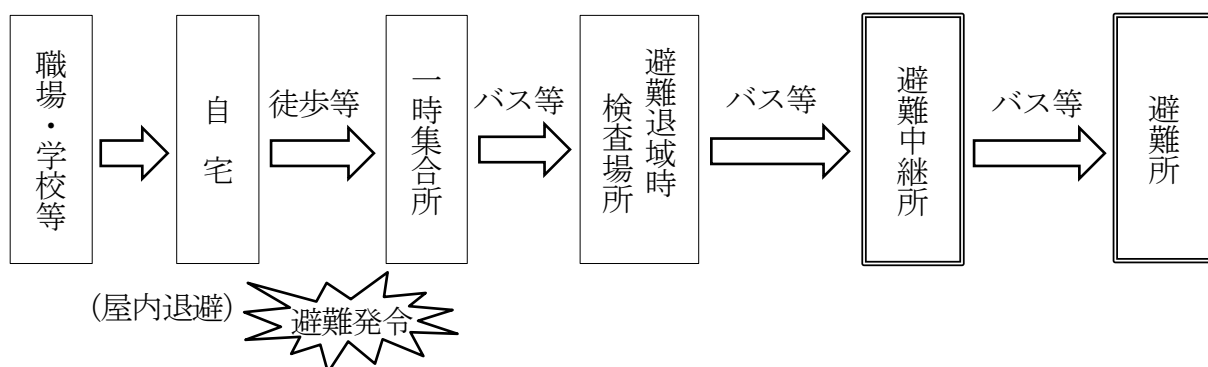
親戚・知人宅等市が指定する避難先以外に避難する場合であっても、混乱を避けるため、市の避難開始の指示を待ってから避難を開始するものとする。この場合において、市が指定した避難先以外に避難した住民は、避難先の居所において、市が発表する避難者支援に関する情報や安否確認の情報提供に関する行政情報の取集に自ら努め、行政との音信が取れる状態を確保しておくものとする。

【基本的な避難のフロー】

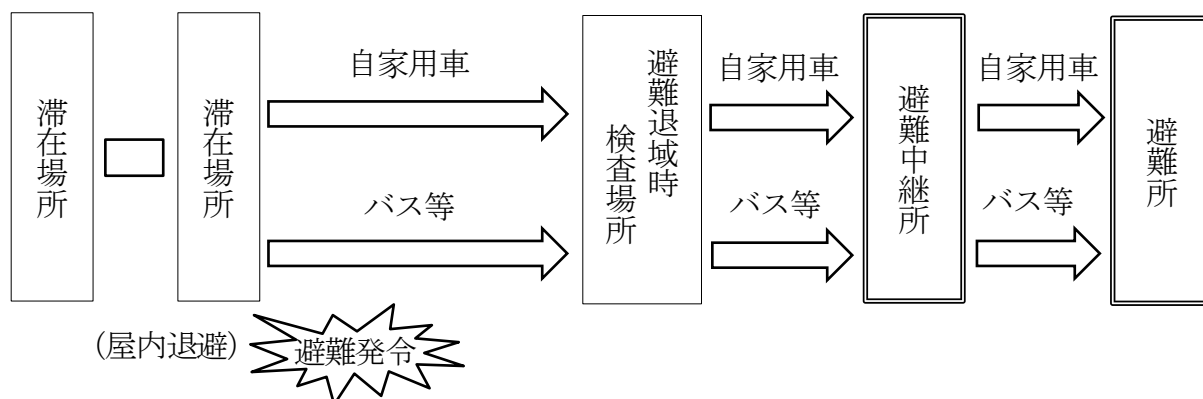
○自家用車で避難する場合



○自家用車で避難をしない場合



○帰宅が困難な場合



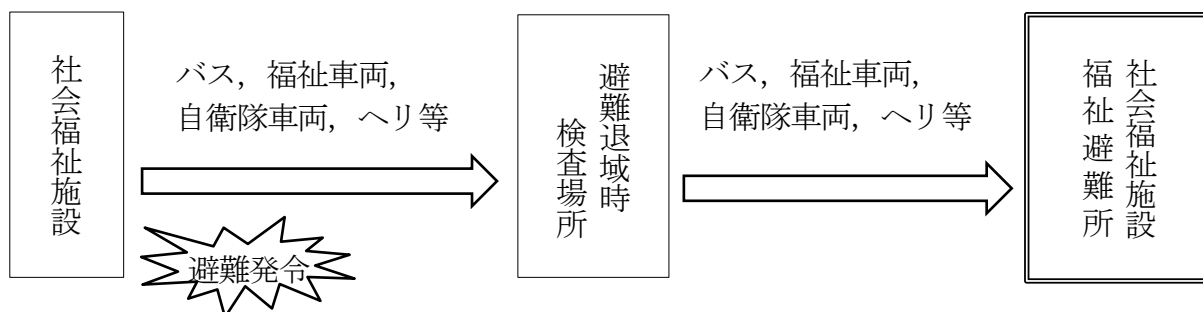
3. 要配慮者の避難の方法

要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等）の避難等については、安全かつより迅速に行われるよう配慮するものとする。

(1) 社会福祉施設等入所者

社会福祉施設等の管理者は、県及び市と連携しつつ、管理者が策定する避難計画に基づき、あらかじめ定められた社会福祉施設等に受入れを要請し、準備が整い次第入所者を社会福祉施設等へ避難させる。

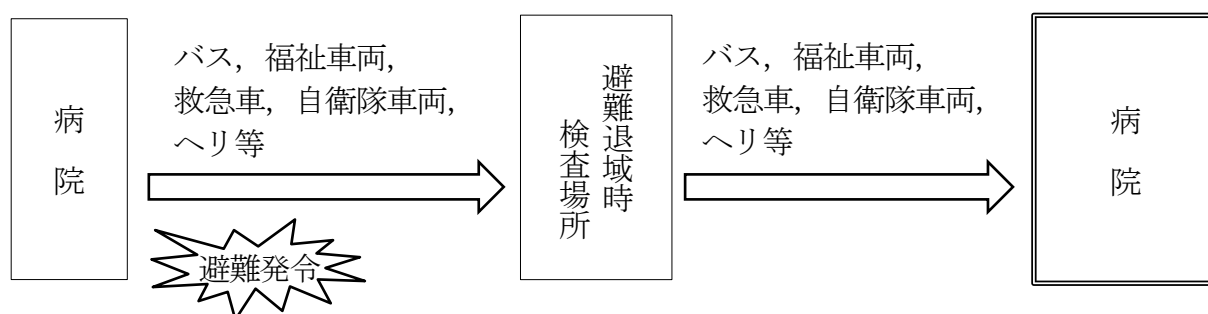
【社会福祉施設等入所者の避難のフロー】



(2) 病院等入院患者

病院等医療機関の管理者は、あらかじめ定めた病院等に受入れを要請し、準備が整い次第、入院患者を病院等へ避難させる。

【病院等入院患者の避難のフロー】



(3) 在宅の避難行動要支援者

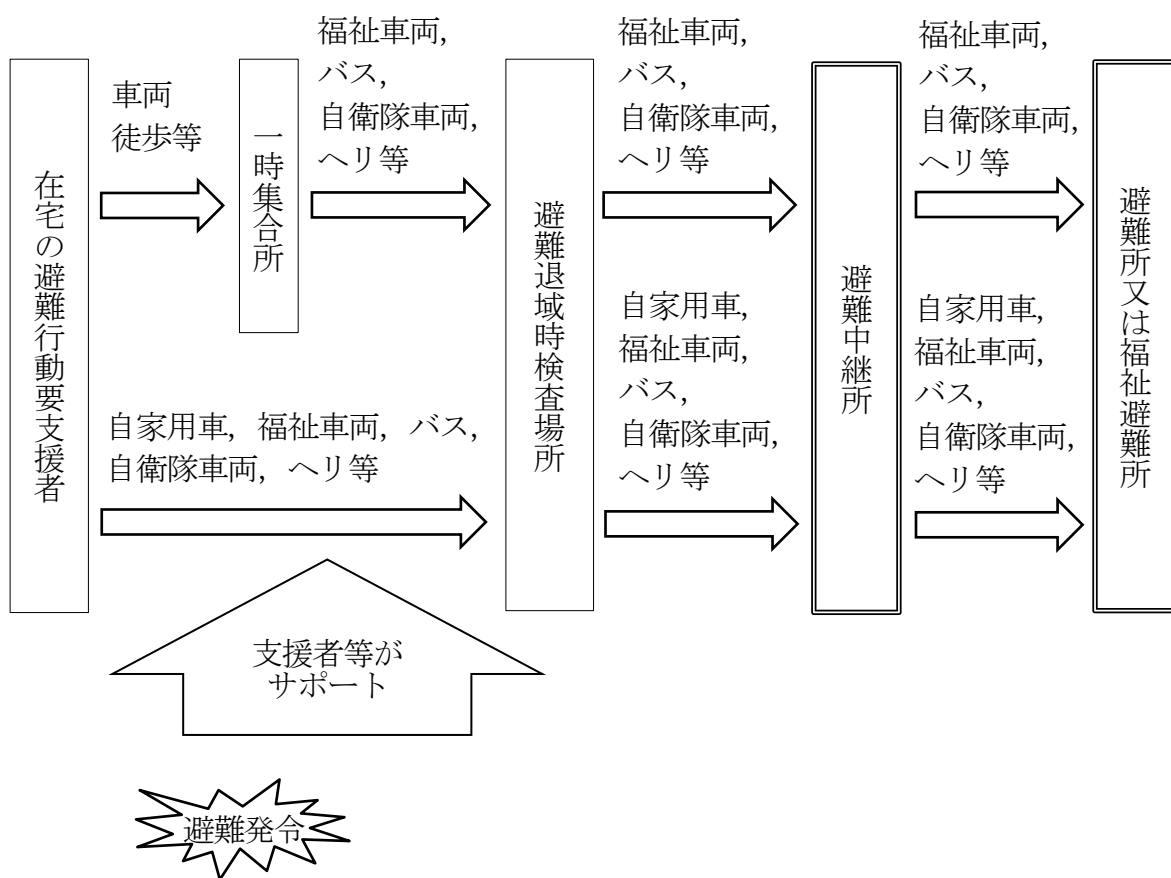
要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者は、市作成の避難行動要支援者名簿に基づき、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等の避難支援等関係者（以下、「支援者」という。）が中心となって安否確認を行う。その後、連絡が取れた家族や近隣者等の支援のもと、自家用車で避難が可能な者は、自家用車で避難をする。

家族との連絡が取れない者等、自家用車で避難が困難な者については、支援者の協力のもと一時集合所へ移動し、バスや福祉車両等により避難をする。

なお、安否確認については、避難行動要支援者は、避難等の準備や実施に時間を要することや支援者の被ばく防止のため、警戒事態の段階から開始するものとする。

また、市は、支援関係者の被ばく防止のため、常に被ばく線量が安全な水準であることを確認し、環境への放射性物質の放出が明らかとなった場合は、ただちに、支援者に対する安否確認を休止するよう連絡し、市や防災関係機関を中心とする支援活動に切り替えるものとする。

【在宅の避難行動要支援者の避難のフロー】



(4) 要配慮者の避難手段

① 社会福祉施設，病院等

社会福祉施設，病院等は，あらかじめバスや福祉車両等の避難手段を確保しておくものとする。

② 社会福祉施設，病院等への協力

市は，県及び国，関係機関の協力を得て，社会福祉施設等の輸送手段の確保に協力するものとする。

③ 避難行動要支援者

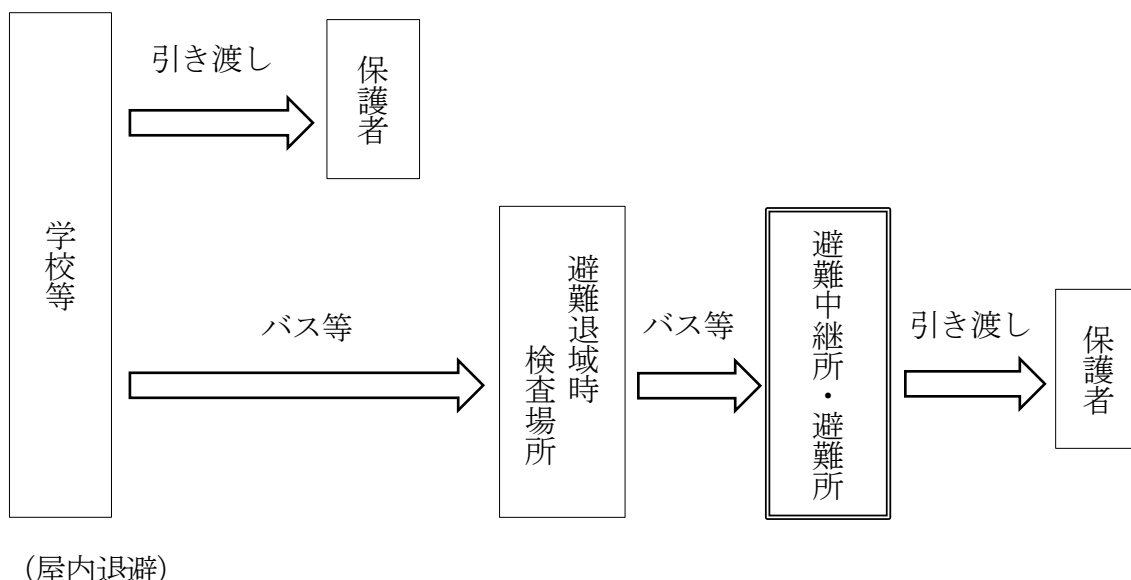
市は，あらかじめ登録されている在宅の避難行動要支援者の避難支援を，支援者の協力を得て行うものとする。

4. 学校，幼稚園，保育園の児童，園児等の避難の方法

警戒事態から施設敷地緊急事態までの段階で，教育活動等を中止し，あらかじめ学校等が作成した避難マニュアル等に基づき，児童等を保護者へ引き渡し，原則として，児童等は自宅等から避難をするものとする。この段階で，保護者への引き渡しができない児童等は，学校等に留め置く。

避難，一時移転等の指示が発せられた段階では，保護者への引き渡しは中断し，引き渡しが済んでいない児童等については，教職員等の引率のもと，バス等により避難をし，避難先において保護者への引き渡しを行う。

【学校，幼稚園，保育園の児童，園児等の避難のフロー】



5. 一時滞在者(観光客等)及び外国人の避難の方法

(1) 一時滞在者(観光客等)

① 帰宅勧告

市は、県と連携し原子力発電所において特定の緊急事態が発生した段階で、観光客等一時滞在者に対して帰宅することを勧告し、報道機関や観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行うものとする。

② 帰宅できない場合の対応

一時滞在者において、避難が指示された段階で帰宅できない場合は、最寄りの一時集合所から住民とともにバス等により避難を行うものとする。

(2) 外国人

① 情報提供

市は、県と連携し原子力発電所の事故の状況、避難・屋内退避指示情報等が正確に伝わるよう、報道機関、語学ボランティアの協力を得て、テレビ、ラジオ、ホームページ等を活用し、適切に情報提供を行うものとする。

② 相談窓口

市は県と連携し、外国人からの問い合わせ等に対応するものとする。

6. 安定ヨウ素剤の配布・服用

(1) 安定ヨウ素剤の服用の指示

放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐため、市は、県と連携し国の原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに服用を指示するものとする。

(2) 安定ヨウ素剤の配布方法

安定ヨウ素剤の配布については、複数の受け渡し窓口を設ける等、避難・服用自体を遅延させない工夫や、被ばくを避けるための方策を講じるものとする。

避難が指示された段階で帰宅等できない一時滞在者は、最寄りの一時集合所から住民とともに避難する際に、備蓄されている安定ヨウ素剤を服用するものとする。

7. 避難状況の確認

(1) 住民避難の確認

市は、県と連携し警察、消防団、自主防災組織等の協力を得て住民が避難済みであること等の確認を行い、市災害対策本部等で把握しておくものとする。

(2) 避難者の所在確認

市は、避難者の所在に関して、避難所に避難した住民については避難者名簿により、また、市が指定した避難所以外に避難した住民については、警察や消防のほか避難した住民からの情報等をもとに確認するものとする。その際、個人情報の取扱いには十分配慮するものとする。

第4章 住民の避難等に関する広報

1. 市と国、県等の連携

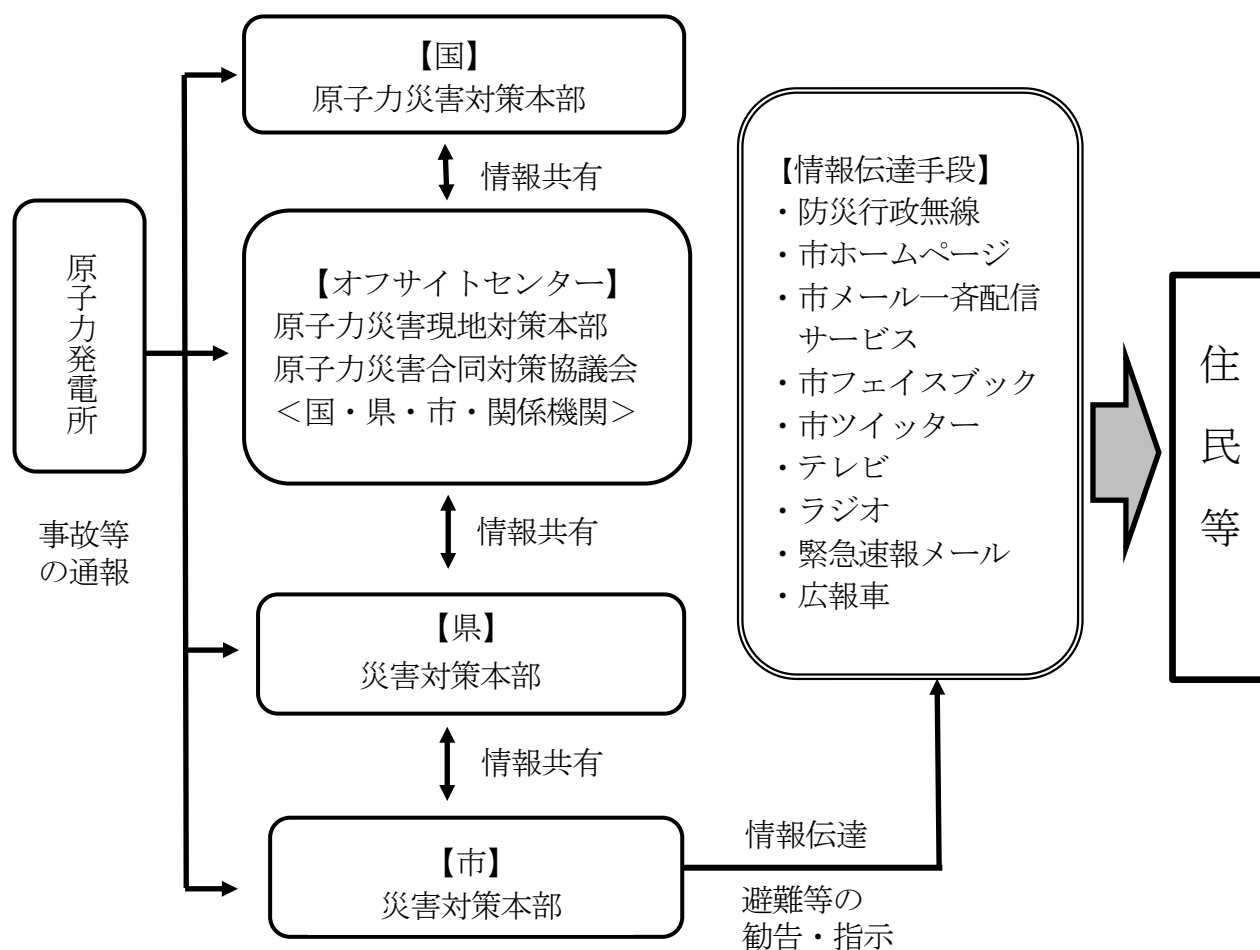
市は、事故発生時の住民の混乱を防止するため、住民への情報提供、避難勧告、避難指示の伝達、報道機関への情報提供に関し、国、県、関係周辺市町村、防災関係機関及び事故発生事業者と密接に連携し迅速に広報を行うものとする。

2. 情報の伝達手段

災害や防災に関する情報提供は、市防災行政無線、市ホームページ、市メール一斉配信サービス、市フェイスブック、市ツイッター、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、広報車等を広報対象及び内容に応じて効果的・効率的に活用し、広報文例に従い繰り返し広報することとする。

また、情報提供に際しては、情報の発信元を明確にし、わかりやすい広報を心がけるとともに、視聴覚障害者や外国人等にも配慮し、報道機関等の協力を得て、テレビやラジオ等における字幕や文字放送、外国語による放送等を活用するものとする。

【情報伝達の流れ】



3. 広報のタイミング

市は、広報についてあらかじめ広報のタイミング、内容等を整理しておくものとする。
また、情報の空白期間が生じることによる流言飛語や様々な混乱の発生等を防止するため、特段の状況変化がなくても、定期的に情報提供を行うものとする。

(1) 広報のタイミング

- ・警戒事態に至った場合
- ・特定事象に至った場合（施設敷地緊急事態、全面緊急事態等）
- ・国、県、市等が特別の体制を行った場合（災害対策本部設置等）
- ・事故や災害の状況に大きな変化があった場合
- ・住民避難、屋内退避、避難準備等を連絡する場合
- ・放射性物質が放出された場合
- ・その他情報提供が必要な場合（前回の広報から時間が経過した場合等）

(2) 広報の内容

- ・事故等の状況
- ・市や関係機関の対応状況
- ・モニタリングの結果
- ・避難、屋内退避、避難準備の要請
- ・その他注意事項等

4. 広報において留意すべき事項

- 事故発生後、初期の段階では、「落ち着いて、指示を待つことが重要」ということに重点を置く。
- 住民に具体的な行動を求める段階では、対象となる地域名、とるべき行動を具体的に示し、対象地域を中心に、重点的な広報を行う。また、対象地域外では、対象地域でないことを明確にした上で、協力を求めるための広報を広範囲にわたって行う。
- 住民に求める行動が地域に応じて異なる場合は、措置の相違を具体的に説明し、対象地域を具体的な地域名等で明示し、地域に応じた広報を行う。
- 一時集合所、避難所等での情報不足による混乱を回避するため、定期的に情報を提供する。

【広報文例】

① 警戒広報例

常陸太田市からお知らせします。

本日午前（午後）〇時〇分頃、東海第二発電所で事故が発生しました。

現在のところ、放射性物質が外部に漏れたという情報はありません。

住民の皆さんが特別な行動をとる必要はありませんが、今後の状況によっては、屋内退避等の指示をすることがありますので、不要不急の外出を控え、今後の市からのお知らせ、テレビ・ラジオ等の情報に十分注意してください。

市では、詳しい情報の収集にあたっています。

詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

（以上繰り返し）

常陸太田市災害対策本部からお知らせします。
本日午前（午後）〇時〇分頃、東海第二発電所で事故が発生しました。
現在のところ、放射性物質が外部に漏れたという情報はありませんが、今後の状況によっては、屋内退避や避難の指示をすることがあります。
住民の皆さんは、速やかに屋内退避の準備を始めてください。
また、今後の市からのお知らせ、テレビ・ラジオ等の情報に十分注意するとともに、落ち着いて行動してください。
市では、詳しい情報の収集にあたっています。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
(以上繰り返し)

③ 屋内退避指示時広報例

常陸太田市災害対策本部からお知らせします。
本日午前（午後）〇時〇分頃、東海第二発電所で重大な事故が発生しました。
現在のところ、放射性物質が外部に漏れたという情報はありませんが、住民の皆さんは、直ちに屋内に退避し、避難の準備を開始してください。
自宅の窓やドアを閉め、換気扇、エアコンを止め、外気を遮断してください。
外から帰ってきた人は、念のため、顔や手を洗い、うがいをしてください。
また、今後の市からのお知らせ、テレビ・ラジオ等の情報に十分注意するとともに、落ち着いて行動してください。
市では、詳しい情報の収集にあたっています。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
(以上繰り返し)

④ 避難等指示時広報例

常陸太田市災害対策本部からお知らせします。
東海第二発電所の事故に伴い、屋内退避を行っていますが、一部の地区において市外への避難が必要な状況となったため、避難指示を発令します。
対象地区は、〇〇地区、〇〇地区です。
〇〇地区、〇〇地区の皆さんは、火の元の始末や戸締まりをし、持ち物は貴重品や着替えなど最小限にとどめ、マスクや上着を着用のうえ、落ち着いて、避難を開始してください。
自家用車で避難される方は、避難退域時検査場所を経由し、指定された避難先へ避難してください。
自家用車で避難が困難な方は、指定された一時集合所に集まってください。
なお、その他の地区の皆さんは、屋内退避を続けてください。
今後も市からのお知らせ、テレビ・ラジオ等の情報に十分注意するとともに、落ち着いて行動してください。
(以上繰り返し)

第5章 避難所の開設と運営等

1. 開設と運営

(1) 開設等業務

市は、避難開始当初においては、住民の送り出しに全力をあげることにし、避難所の開設、避難者の受入業務については、避難先市町村が行うものとする。

(2) 運営の移管

市は、できるだけ早期に職員を避難所に派遣し、避難先市町村から避難所の運営の移管を完了させるものとする。

また、避難所の運営については、避難者及びボランティア等の協力を得て行うものとする。

(3) 運営

避難所の運営については、食事の提供、医療体制、情報の提供、教育環境、安全の確保等に留意するとともに、相談窓口を設置する等適切な対応に努めるものとする。

(4) 施設管理

避難所の施設管理は、避難所の運営体制にかかわらず、施設管理者が引き続き行うものとする。

(5) 運営上の支障

市は、避難者が避難所の収容人数を超える等避難所の運営に支障が生じる又はそのおそれがある場合は、県及び避難先市町村と協議・調整のうえ、他の避難所を確保するものとする。

(6) 福祉避難所

市は、福祉避難所の設置が必要となった場合には、避難先市町村と連携・協力して福祉避難所を開設するものとする。

(7) 避難者名簿の作成

市は、避難所ごとに避難者名簿を家族単位で作成するものとする。

2. 避難物資の確保

(1) 避難物資の確保

市は、避難に際して必要となる食糧や毛布等について、備蓄する物資を活用するほか、必要に応じ県や国、関係事業者、避難先市町村等に要請し、迅速に確保するものとする。

(2) 受援体制

市は、関係機関や他地域等からの食糧や資機材等の支援が迅速かつ円滑に受けられるよう、県及び国と連携しながら早期に体制を整えるものとする。

3. 避難が長期化した場合の対応

市は、避難が長期化する場合は、県及び国と連携し避難者がホテルや旅館等へ移動することを検討するものとする。

また、市は、県及び国と連携し応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、賃貸住宅等の活用及びあっせんにより、避難所の早期解消に努めるものとする。

4. 避難所における要配慮者の支援

社会福祉施設入所者及び病院等入院患者については各施設職員が、また在宅の避難行動要支援者については家族が中心となって支援を行うものとする。

市は、支援要員の不足が生じ、又はそのおそれがある場合は、県や国、避難先市町村等に要請し、医療、福祉関係者やボランティア等の応援要員を迅速に確保するものとする。

5. 行政窓口の設置

市は、避難先における行政サービスを提供するための行政窓口を避難先地域に設置するものとする。

第6章 複合災害への当面の対応

1. 避難先が被災した場合の対応

(1) 受入れの確認

市は、県と連携し避難先の被災状況及び避難の受入れが可能かどうかの確認を早急に行うものとする。

(2) 避難先の被災

市は、県と連携し避難先地域が被災し避難の受入れが困難となった場合には、国や関係市町村と協議し、一時的な避難先の確保に努めるものとする。

(3) 第二の避難先

避難先地域が被災した場合において、早期に第二の避難先を確保するため、市は、県と連携し国に支援を要請するものとする。

2. 被災した道路情報等の提供

市は、県と連携し大規模地震等により被災し通行不能となった道路等の情報について、防災行政無線、市ホームページ、市メール一斉配信サービス、テレビ、ラジオ、道路情報板等あらゆる広報媒体を効果的に活用し、迅速に提供するものとする。

第7章 今後の課題

広域避難計画の実効性を高めるため、引き続き以下の事項について検討を進め、その結果を本計画に順次反映させていくものとする。

- ① 避難行動要支援者等の避難支援
在宅の避難行動要支援者の支援体制，自家用車を使用しない避難者の避難手段の確実な提供方法，避難所における避難生活の具体的な支援方法
- ② 避難住民の生活支援
避難所における物資の調達・配給方法，児童生徒の教育環境の整備方法
- ③ 避難状況の確認
指定避難所への避難者及び自主的避難先への避難者を迅速・正確に確認できる体制
- ④ 行政機能の業務継続体制
災害対策本部機能，避難者支援業務及び非常時優先業務の継続が可能となる体制を検討する。
- ⑤ 代替え避難先の検討
複合災害時又は冬季の避難に備えた代替え避難先